

報告資料

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 公の施設の見直しについて | 21 |
| (2) 県立中央図書館の耐震不足に係る安全対策について | 23 |
| (3) 県立青少年教育施設の指定管理者について | 24 |

公の施設の見直しについて

1. 見直しの経緯等

平成24年3月に策定した現「公の施設の見直し方針」は、策定から3年が経過し、公共施設等総合管理計画策定に向けた動きや依然として厳しい県の財政状況等を踏まえ、施設の必要性や管理手法等について改めて検討し、更なる見直しを進めることが必要となり、方針の改定を行うこととなった。

現在、新たな見直し方針(案)を千葉県行政改革審議会に諮問しており、今後、答申を受け、その後、パブリックコメントを経て、知事が本部長の行政改革推進本部で決定する予定。

2. 対象施設 101施設

3. 公の施設の見直し方針 区分による整理(案)

区 分		所管施設	施設数 (合計101)
①廃止・移譲	施設を廃止・移譲等するもの		3
②施設の在り方検討	移譲の可能性、利用方策の抜本的な見直し、今後の在り方等を検討するもの	さわやかちば県民プラザ	9
③施設内容検討	施設の一部移譲や複数施設設置の必要性等について検討するもの	図書館 青少年教育施設	56
④管理手法検討	指定管理者制度等の導入について検討するもの		3
⑤有効活用策検討	施設利用率・稼働率の向上、広域利用の拡大、空きスペースの有効活用等を検討するもの		7
⑥現状維持	運営改善を図りつつ施設を維持するもの		23

(注)「公の施設」について

地方自治法(抜粋)

第244条第1項 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

所管課	施設名	新見直し方針(案)	
		区分	内容(現行維持の場合はその理由)
生涯学習課	手賀の丘少年 自然の家 (柏市)	施設内容検討	児童生徒数の減少、利用状況、施設の老朽化の状況等を踏まえ、県立5施設体制を見直すこととし、次期指定管理期間中に各施設の取扱方針を決定する。
	水郷小見川少年 自然の家 (香取市)		
	君津亀山少年 自然の家 (君津市)		
	東金青年の家 (東金市)		
	鴨川青年の家 (鴨川市)		
	さわやかちば県 民プラザ (柏市)	施設のあり方検討	複合施設として建設されたが、現在はほぼ生涯学習センター機能のみとなっており、施設を十分活用されていない状態にあることから、生涯学習センターとして必要な施設規模を精査の上、余裕・余剰部分の転用や民間活用等を含めた有効活用策について幅広く検討を行う。
	中央図書館 (千葉市)	施設内容検討	現行の県立図書館3館体制について、その役割や今後の図書館を取り巻く状況を踏まえ、機能集約化等も含め継続して検討を行う。
	西部図書館 (松戸市)		
	東部図書館 (旭市)		

県立中央図書館の耐震不足に係る安全対策について

平成28年3月14日
教)生涯学習課
043-223-4074

県立中央図書館は、これまでの耐震診断により、建物の一部で耐震強度が不足していることが判明しており、平成28年度当初予算(案)に、安全対策に係わる経費を計上いたしました。

当初予算の御承認をいただいた上で、来年度、利用者等の安全性を第一に考え、耐震の不足している箇所の一部立ち入りの制限及び利用場所の変更を行いたいと考えています。

なお、この安全対策を実施するため、5月上旬から6月末までの約7週間、中央図書館を一時休館する予定です。

中央図書館の今後の方向性については、引き続き、今年1月に教育庁内に立ち上げたプロジェクト・チームにおいて、検討してまいります。

1 耐震不足に係る安全対策について

(1) 安全対策の内容

①耐震不足箇所の立ち入りの制限

- ・北口玄関(駐車場側)
- ・1階(展示ホール、読書室、講堂)

②利用場所の変更

- ・1階休憩コーナーを正面玄関に移設
- ・2階(中央カウンター、調査相談カウンター、検索コーナー)を3階に移設
- ・3階書庫を利用者用の一般資料の閲覧スペースに変更

(2) 平成28年度当初予算(案)における事業名及び予算額

中央図書館施設整備費(安全対策) 6,828千円

2 一時休館について

(1) 休館期間(予定) 平成28年5月9日(月)～6月30日(木)

(2) 県民への周知

当初予算成立後、速やかに、報道機関への投げ込みを行うとともに、県民だより、市町村広報紙等、各種広報媒体を活用して周知に努める

※①休館中においても、事務室受付に臨時窓口を開設し、電話等での事前予約による、
図書の貸出及び貴重本の閲覧受付を行い、閲覧場所を確保する

※②安全対策後のサービスとして、平日の千葉県資料室や新聞雑誌室の利用時間は、
午後7時まで2時間延長する

※③市町村立図書館等への貸出図書の搬送車の巡回は、休館中でも引き続き行う

県立青少年教育施設の指定管理者について

千葉県教育委員会

○地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、
千葉県立青少年教育施設5施設の指定管理者を次のように指定しました。

【指定期間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで】

施設名	指定管理者	備考
千葉県立 手賀の丘少年自然の家	アクティオ株式会社	継続
千葉県立 水郷小見川少年自然の家	小見川フィールズパートナーズ（グループ） 代表者 特定非営利活動法人国際自然大学校 構成者 株式会社東急コミュニティー	新規
千葉県立 君津亀山少年自然の家	千葉自然学校グループ（グループ） 代表者 特定非営利活動法人千葉自然学校 構成者 株式会社東急コミュニティー	継続
千葉県立東金青年の家	株式会社オーエンス	継続
千葉県立鴨川青年の家	公益財団法人千葉県教育振興財団	継続

その他資料

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 都道府県生涯学習審議会と社会教育委員の会議について | 25 |
| (2) 千葉県生涯学習審議会条例 | 26 |
| (3) 社会教育委員会議運営規則 | 27 |
| (4) 千葉県社会教育委員連絡協議会会則 | 28 |

都道府県生涯学習審議会と社会教育委員の会議について

<p>都道府県生涯学習審議会</p> <p>都道府県に、都道府県生涯学習審議会を置くことができる</p>	<p>審議会の設置</p>	<p>社会教育委員の会議</p> <p>都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる (第15条)</p>
<p>—</p>	<p>委員の性質</p>	<p>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱 (第15条)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する ・ 重要事項に関し必要と認め事項を都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる 	<p>職務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育に関する諸計画を立案 ・ 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる ・ 職務を行うために必要な研究調査の実施 ・ 教育委員会の会議に出席して社会教育に関する意見を述べる (ここまでは第17条) ・ 地方公共団体が社会教育団体に対し補助金を交付しようとする場合には、社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない (第13条)
<p>組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める</p>	<p>その他</p>	<p>社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、条例で定める (第18条)</p>
<p>※上記は全て、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」第10条に規定されている</p>		<p>※上記は全て、「社会教育法」に規定されている</p>

都道府県生涯学習審議会及び社会教育委員の会議の設置及び活動の状況については別紙を参照

○ 千葉県生涯学習審議会条例

(平成3年7月22日条例第32号)

(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)第十一条第一項の規定により、県に千葉県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、知事の意見を聴いて、千葉県教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第三条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 社会教育委員会会議運営規則

(昭和24年11月8日教育委員会規則第9号)

改正 平成二年 三月三十一日教育委員会 平成一五年 三月二八日教育委員会
規則第五号 規則第四号
平成一八年 三月三〇日教育委員会
規則第七号

第一条 社会教育委員（以下委員という。）の会議には、委員の互選による議長及び副議長二人をおくものとする。

第二条 議長及び副議長の任期は一年とする。但し、再選されることができる。

第三条 議長は委員の会議を主宰する。

第四条 副議長は、議長を助け議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

第五条 委員の会議は、議長が招集する。

第六条 委員の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

委員の会議の議決は、出席者の過半数できめる。

第七条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、議長があらかじめ、これを通知しなければならない。

第八条 招集は、開会の日前七日までに、これを通知しなければならない。但し急を要する場合は、この限りでない。

第九条 委員の会議は、定例会及び臨時会とする。

第十条 定例会は、年三回以上これを招集しなければならない。

第十一条 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

第十二条 会議招集の通知後に急を要する事件があるときは、第六条及び前条の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

第十三条 委員は、会議において関係職員に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

第十四条 関係職員は、会議に出席して意見をのべることができる。

第十五条 この規定に定めるものの外、委員の会議に必要な事項は別にこれを定める。

第十六条 委員の会議に関する庶務は、教育庁教育振興部生涯学習課で行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月三十一日教育委員会規則第五号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日教育委員会規則第四号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十日教育委員会規則第七号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

千葉県社会教育委員連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、千葉県社会教育委員連絡協議会という。

(事 務 所)

第2条 この会の事務所は、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、県社会教育委員及び市町村の社会教育委員等の連絡・提携を強化し、その活動の充実をはかり、もって本県の社会教育の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 社会教育に関する研修
- 2 社会教育に関する情報交換
- 3 社会教育振興のための調査研究
- 4 その他目的達成に必要な事業
- 5 振興大会の開催

(組 織)

第5条 この会は、県社会教育委員及び市町村の社会教育委員等で構成される社会教育委員連絡協議会（以下「地区連絡協議会」という）の構成員をもって組織する。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	3 名
理 事	若干名
監 事	2 名

- 2 会長、副会長は理事の互選により選出し、代議員会の承認を得る。
- 3 理事は県社会教育委員から2名、各地区連絡協議会から1名、それぞれ選出されるものとする。
- 4 監事は代議員会において選出する。
- 5 役員任期は2年とし、再任することができる。
- 6 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は会務を総轄し、この会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の定めるところによりこの会の業務を行う。
- 4 監事は、この会を監査する。

(顧問)

第8条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により、代議員会で承認を得る。

(機関)

第9条 この会に次の機関を置く。

1 代議員会

2 理事会

(代議員会)

第10条 代議員会は、次の区分により選出された代議員により構成する。

(1) 県社会教育委員 2名

(2) 地区連絡協議会加入市町村 各1名

2 代議員会は最高の議決機関であって年1回これを開くほか、必要に応じて会長が招集する。

3 代議員会は代議員の過半数の出席を得て開催し、その議事は出席者の過半数により決するものとする。

4 代議員は次の事項を決定する。

(1) 会則の変更 (2) 事業計画

(3) 予算及び決算 (4) その他重要な事項

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、代議員会の決定に基づいて業務上必要な事項を協議執行する。

3 理事会は必要に応じて会長が招集する。

(会計)

第12条 この会の運営は、負担金及び事業収入をもってあてる。

2 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 この会の事務を処理するため、事務局長及び必要な職員を置き、会長が委嘱する。

(附則)

昭和39年7月31日施行

昭和57年7月20日一部改正

平成10年7月16日一部改正

平成12年7月14日一部改正

平成15年7月11日一部改正

平成23年7月12日一部改正

第11期千葉県生涯学習審議会第1回会議 及び
平成27年度第3回千葉県社会教育委員会議 次第

日時：平成28年3月14日（月）

午後2時～午後4時

会場：千葉県教育会館 604会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状及び辞令交付
- 3 あいさつ
内藤敏也教育長
- 4 委員紹介
- 5 会長（議長）及び副会長（副議長）の選出
- 6 協 議
 - （1）学校・家庭・地域の連携の再構築について
～生涯学習課の施策の見直しを通して～
 - （2）子供の貧困対策における社会教育の支援について
～千葉県における今後の具体的な取組～
- 7 報 告
 - （1）公の施設の見直しについて
 - （2）県立中央図書館の耐震不足に係る安全対策について
 - （3）県立青少年教育施設の指定管理者について
 - （4）その他
- 8 その他
 - （1）千葉県社会教育委員連絡協議会理事の選出
- 9 諸 連 絡
- 10 閉 会

第 1 1 期千葉県生涯学習審議会委員・千葉県社会教育委員名簿

[任期：平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日～平成 2 9 年 1 1 月 1 8 日]

【五十音順 敬称略】

	氏 名	所 属 等	分 野
1	くろさわ 黒澤 ますみ 真澄	白井市立図書館長	社会教育関係者
2	せんだう 千藤 たかし 尚志	千葉県公民館連絡協議会顧問	社会教育関係者
3	たかだ 高田 えつこ 悦子	特定非営利活動法人子どもネット八千代理事	家庭教育関係者
4	たちばら 立原 みつひこ 充彦	千葉県 PTA 連絡協議会理事	家庭教育関係者
5	たむら 田村 えちこ 悦智子	2020 年東京オリンピック・パラリンピック CHIBA 推進会議委員	学識経験者
6	なかざわ 中澤 じゅん 潤	千葉大学教育学部教授	学識経験者
7	なかはら 中原 あきこ 章子	千葉県立佐倉南高等学校長	学校教育関係者
8	ふくだ 福田 まさあき 正明	千葉テレビ放送株式会社顧問	学識経験者
9	ほそだ 細田 れいこ 玲子	浦安市教育委員会教育長	学識経験者
10	みわ 三輪 むつこ 睦子	松戸市立常盤平第一小学校長	学校教育関係者

第11期千葉県生涯学習審議会第1回会議及び 平成27年度第3回千葉県社会教育委員会議席表

期 日:平成28年 3月14日(月)
会 場:千葉県教育会館 6階604会議室

副会長 会長(議長) 副会長

M2	
----	--

黒澤委員

高田委員

田村委員

中原委員

細田委員

M1

--

M3

千藤委員

立原委員

中澤委員

福田委員

三輪委員

入

(進行M4)

--	--

中央図書館 県民プラザ 教育振興部 教育委員会 生涯学習課 生涯学習課
 鶴澤 浅岡 金子 内藤 藤田 鶴澤
 館長 所長 部長 教育長 課長 室長

--	--

生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課
 飯田 鎌形 矢部 渡辺 菅谷 加藤
 室長 副主幹 班長 副主幹 副主幹 主査

--	--

生涯学習課 生涯学習課 葛南 東葛飾 北総 北総
 洲永 金木 東 赤澤 東 葉山
 社教主事 班長 社教主事 社教主事 社教主事 社教主事

--	--

生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 南房総 南房総
 宇野 遠山 常世田 梅澤 金房 鶴岡
 社教主事 社教主事 社教主事 社教主事 社教主事 社教主事

--	--

生涯学習課
 菅井
 社教主事

傍聴者	傍聴者
-----	-----

報道関係者

り

口